

墓地経営不許可処分取消等請求事件（訴訟）の終結について

標記について、東京高等裁判所の判決を不服とした原告（宗教法人立正寺）が、上告提起と上告受理の申立てをしておりましたが、最高裁判所第一小法廷において、裁判官全員一致の意見で決定したとの「調書（決定）」の通知があり、本件裁判が終結しました。

（「調書（決定）」から引用）

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年2月15日

最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官

墓地経営不許可処分取消等請求事件 訴訟経過

日付	件名	内容	備考
平成25年2月13日	訴状送達	<p>宗教法人立正寺より訴状が送達 請求の趣旨</p> <p>①墓地経営不許可の取消 ②墓地経営を許可せよ ③1億円の損害賠償 ④訴訟費用は被告の負担 (判決時に仮執行を求める。)</p>	
平成25年4月24日 ～ 平成28年9月5日	口頭弁論(全21回)	<p>東京地方裁判所 第522号法廷 平成25年(行ウ)第65号 墓地経営不許可処分取消等請求事件 口頭弁論終結日 平成28年9月5日</p> <p>原告 宗教法人立正寺 同代表者代表役員 吉崎長生</p> <p>被告 羽村市 同代表者市長 並木 心 処分行政庁 羽村市長 並木 心</p>	<p>提出書類</p> <p>原告(立正寺) 準備書面(第1～第6) 証拠(甲1号証～138号証)</p> <p>被告(羽村市) 準備書面(第1～第10) 証拠(乙1号証～59号証)</p>
平成28年11月16日	1審判決	<p>判決主文</p> <p>1 本件訴えのうち、主位的請求のうちの墓地経営許可申請に対する許可処分の義務付けを求める部分を却下する。 2 原告のその余の主位的請求を棄却する。 3 被告は、原告に対し、7898万円及びこれに対する平成24年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 4 原告のその余の予備的請求をいずれも棄却する。 5 訴訟費用はこれを5分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。</p>	<p>臨時議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控訴の議決(「控訴」訴えの提起)</li> <li>・補正予算 計99,200千円</li> <li>①供託金 予算98,800千円 (執行77,000,000円)</li> <li>②訴訟印紙代 予算 390千円 (執行 385,500円)</li> <li>③予納郵券料 予算 10千円 (執行 6,000円)</li> </ul>

墓地経営不許可処分取消等請求事件 訴訟経過

日付	件名	内容	備考
平成28年11月24日	控訴(羽村市)	控訴の趣旨 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求める。	控訴状と共に強制執行停止決定申立書を提出 供託金7700万円
平成28年11月28日	控訴(立正寺)	控訴の趣旨 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。 2 羽村市長が控訴人に対して平成24年9月27日付けでした墓地経営不許可処分を取り消す。 3 羽村市長は、控訴人に対し、控訴人が平成24年1月30日付けでした墓地経営許可申請に対する許可処分をせよ。 4 被控訴人は、控訴人に対し、1億円及びこれに対する平成24年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 5 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求める。	
平成29年2月22日 ～ 平成29年6月21日	控訴審 口頭弁論(全3回)	東京高等裁判所 第817号法廷 平成28年(行コ)第424号 墓地経営不許可処分取消等請求控訴事件 平成29年6月21日 口頭弁論終結  控訴人兼被控訴人 羽村市 処分行政庁 羽村市長 並木 心  被控訴人兼控訴人 宗教法人立正寺 同代表者代表役員 吉崎長生	提出書類 原告(立正寺) 控訴答弁書 控訴準備書面(1～3) 証拠(甲139号証～141号証)  被告(羽村市) 控訴答弁書 準備書面(1～3) 証拠(乙60号証～68号証)
平成29年8月9日	2審判決	判決主文 1 1審被告の控訴に基づき、原判決中1審被告敗訴部分を取り消す。 2 前項の部分に関する1審原告の予備的請求をいずれも棄却する。 3 1審原告の本件控訴を棄却する。 4 訴訟費用は、第1、第2審とも1審原告の負担とする。	

墓地経営不許可処分取消等請求事件 訴訟経過

日付	件名	内容	備考
平成29年8月30日	上告提起と上告受理の申立て(立正寺)	<p>上告の趣旨                      原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。                      上告受理申立ての趣旨                      1 本件上告を受理する。                      2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。</p>	<p>「上告提起通知書」「上告受理申立て通知書」                      平成29年9月1日                      東京高等裁判所第20民事部口係 裁判所書記官</p>
平成29年12月4日	記録到着通知	<p>東京高等裁判所から事件記録の送付を受けた。                      当裁判所で審理することとなる。</p>	<p>「記録到着通知書」                      最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官</p>
平成30年2月15日	調書(決定)	<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。                      主文                      1 本件上告を棄却する。                      2 本件を上告審として受理しない。                      3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p>	<p>最高裁判所第一小法廷                      裁判長裁判官 山口 厚                      裁判官 小池 裕                      裁判官 木澤 克之</p>